

大規模事業評価の答申への対応方針について

令和5年11月21日に岩手県政策評価委員会に諮問し、令和6年1月23日に答申を受けた大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

事前評価

- ・「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（盛岡市）」
（環境生活部、保健福祉部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

2 【参考】岩手県大規模事業評価専門委員会における審議経過

- ・ 令和5年11月27日 専門委員会開催（審議、現地調査）
- ・ 令和6年1月18日 専門委員会開催（継続審議、答申案の検討）

環境生活部、保健福祉部

大規模施設整備事業の事前評価の答申への対応方針（令和5年11月21日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針
令和5年11月21日付け政第126号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。 記	
岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（盛岡市） 【審議結果】 「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。	答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。